

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------|
| 13 | 高齢者の医療の確保に関する法律関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、高齢者の医療の確保に関する法律関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 高齢者の医療の確保に関する法律関係事務 |
| ②事務の概要 | <p>多治見市は、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下的事務で取り扱う。</p> <p>①後期高齢者医療の資格 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務を行う。 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務を行う。</p> <p>②後期高齢者医療給付の支給 法第56条に規定する後期高齢者医療給付の支給に関する事務を行う。 法第69条第1項に規定する一部負担金に係る措置に関する事務を行う。 法第92条の規定による一時差止に関する事務を行う。</p> <p>③保険料の徴収 保険料の徴収、賦課及び還付に関する事務を行う。</p> <p>後期高齢者医療制度では、岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、 ○広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ○市町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収である。市町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内の内部利用となると整理されている。</p> |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 後期高齢者医療標準システム 2. 後期高齢者医療市町村システム 3. 収納／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)後期高齢者医療関連情報 (2)収納／滞納管理システムファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表85の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) :なし (高齢者の医療の確保に関する法律事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(情報照会の根拠) 117の項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |

| | |
|---------------------------------|--|
| ①部署 | 市民健康部保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 岐阜県後期高齢者医療広域連合 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒507-8703 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保険年金課 TEL:0572-23-5746 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒507-8703 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 市民健康部保険年金課 TEL:0572-23-5746 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人以上]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこととの留意事項を遵守していることから十分であると考える。 | |

9. 監査

| | | | |
|-------|---|--------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/> 自己点検] | [<input type="radio"/> 内部監査] | [<input type="checkbox"/> 外部監査] |
|-------|---|--------------------------------|-----------------------------------|

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | [<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する] |
|----------------------|---|

| | |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
|------------------|--|

| | |
|--------------|---|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 事務処理マニュアルの徹底及び窓口業務の安定的運用により、単純な事務ミスによる特定個人情報の漏えいを防止する対策を講じていることから十分であると考える。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱する場合における担当者 | 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 | 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当者 | 保険年金課長 富田 明憲 | 保険年金課長 土本 雄司 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成27年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当者 | 次長兼保険年金課長 土本 雄司 | 保険年金課長 金子 淳 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | | 新規追加 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 事後 | |
| 令和4年3月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱する場合における担当者 | ③保険料の徴収 保険料の徴収及び賦課に関する事務を行う。 | ③保険料の徴収 保険料の徴収、賦課及び還付に関する事務を行なう。 | 事前 | |
| 令和4年3月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 | 実施しない | 実施する | 事前 | |
| 令和4年3月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 事前 | |
| 令和4年3月10日 | IV 関連情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報 | [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) | [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供) | 事前 | |
| 令和4年3月10日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報 | 十分である | (削除) | 事前 | |
| 令和4年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 | 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表85の項 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 | 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | | 新規追加 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え | | 新規追加 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |